

企業立地促進区域【田村市】

令和3年7月時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

地区名	大字	字	対象区域 地番	認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
都路町	古道	尾ノ川	全域	/	認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1
	"	下ノ久保	全域			
	"	下ノ原	全域			
	"	番坊	全域			
	"	前田	全域			
	"	上野前	全域			
	"	場々	全域			
	"	権七田	全域			
	"	柳野沢	全域			
	"	八小屋	全域			
	"	下野前	全域			
	"	稲葉下	全域			
	"	仲ノ前	全域			
	"	鍛冶屋前	全域			
	"	申西	全域			
	"	川向	全域			
	"	南作	全域			
	"	荻田	全域			
	"	反田	全域			
	"	鳥伏	全域			
"	横山	89番地8、89番地9、89番地11、92番地1、92番地2、92番地3、92番地4、93番地1、93番地3、93番地4、93番地5、101番地1、101番地2、101番地3、101番地8、101番地9、101番地10、101番地11、101番地12、101番地13、101番地14、101番地15、105番地1、105番地2、105番地3、112番地1、112番地2、112番地3、115番地1、115番地2、116番地1、116番地2、116番地3、117番地1、117番地2、117番地3、117番地4、117番地5、117番地6、117番地7、117番地8、117番地9、117番地10、118番地、119番地、124番地、125番地、129番地1、129番地2、129番地3、129番地4、129番地5、129番地6、130番地、132番地、135番地、136番地、137番地、138番地	認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1		
"	戸屋	84番地、85番地1、87番地1、87番地2、87番地4、87番地13、87番地14、87番地15、87番地16、88番地1、88番地3、88番地7、88番地8、90番地、91番地1、91番地2、91番地7、91番地8、92番地2、92番地4、93番地1、93番地3、93番地4、93番地5、95番地1、95番地3、96番地1、96番地4、96番地5、98番地1、99番地1、100番地1、100番地3、104番地1、104番地2、105番地1、106番地1、108番地1、108番地2、111番地1、111番地2、111番地3、111番地5、112番地、127番地1、127番地2、127番地3、128番地1、128番地2、128番地3、129番地、135番地、137番地、138番地、145番地	認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1		
"	小滝沢	121番地1、121番地2、121番地3、121番地4、121番地7、121番地8、121番地9、121番地10、121番地11、121番地13、121番地14、121番地15、122番地2、126番地、128番地、137番地、138番地、139番地、140番地、141番地1、141番地2、142番地、143番地、144番地、146番地2、148番地、149番地、153番地、156番地を除く全域	認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1		
国有林 福島森林管理署	269～283林班			認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1	